

市立函館恵山病院褥瘡対策チーム規程

(設置目的)

第1条 院内の褥瘡対策を討議・検討し、その効果的な推進を図るため、褥瘡対策チームを設置する。

(構成)

第2条 褥瘡対策チームは、次のメンバーをもって構成する。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 看護科長 (責任者) | 1名 |
| (2) 副院長 (専任医師) | 1名 |
| (3) 医師 | 2名 |
| (4) 看護師長 | 2名 |
| (5) 薬局長 | 1名 |
| (6) 看護師 | 若干名 |
| (7) 管理栄養士 | 1名 |

2 褥瘡対策チームに責任者を置き、病院長がこれを指名する。

(任期)

第3条 チームの任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期が満了した場合においても、新たなチームが選出されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(業務)

第4条 褥瘡対策チームは、下記の業務を行うとともに、定期的な会議を開催し、褥瘡対策に関する診療計画の実施状況を把握し、必要な対策を検討する。

- (1) 専任の医師及び専任の看護職員が適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価を行うこと。
- (2) 褥瘡及び合併する感染予防対策の確立に関すること。
- (3) 褥瘡と合併する感染予防の実施、監視及び指導に関すること。
- (4) 2ヶ月に1回、市立函館病院より皮膚・排泄認定看護師を招請し、助言指導の下に褥瘡回診を行う。
- (5) 感染褥瘡の調査に関すること。
- (6) 褥瘡予防に係わる情報の管理に関すること。
- (7) その他褥瘡及び合併する感染対策についての重要事項に関すること。

(運 営)

第5条 褥瘡対策チームの責任者は、必要に応じチーム会議を招集する。

2 責任者は、特に必要と認めるときは、チーム員以外の者を出席させ、意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

(記録の保存)

第6条 褥瘡対策チーム会議の内容は記録し、5年間保存する。

(チームの事務)

第7条 褥瘡対策チームの会議資料等は、看護部門において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。

平成27年 4月 1日 改訂